

令和7年度 フォークリフト向けドライブレコーダ導入促進助成事業実施要領

令和7年4月1日
一般社団法人徳島県トラック協会

1. 予算額

令和7年度 10万円

2. 助成対象機器等

映像や走行に関するデータを記録できる機器であり、フォークリフト向けとして特化した機器とする。(注: カタログ等でフォークリフト用、フォークリフト向け、フォークリフト専用などと記載のある機器に限る。)

3. 助成額

助成額は、以下のとおりとする。

購入価格の1/2 上限20,000円/1台

4. 助成台数

助成台数は、1事業者3台までとする。

5. 実施期間等

申込受付期間は、令和7年4月1日～令和8年3月3日までとする。

期間中に購入、取付、支払等が全て完了し助成金申請書が提出できること。

※受付期間内であっても当年度の予算額に達した時点で受付を終了することとする。

6. 交付要綱

「フォークリフト向けドライブレコーダ導入促進助成金交付要綱」のとおり

フォークリフト向けドライブレコーダ導入促進助成金交付要綱

令和3年4月1日 制定
一般社団法人 徳島県トラック協会

（目 的）

第1条 一般社団法人徳島県トラック協会（以下「協会」という。）は、荷役運搬機械であるフォークリフトによる事故ゼロを目指すため、運転操作意識の高揚、労働災害事故防止に効果があると思われるフォークリフト向けドライブレコーダの導入に対して助成金を交付する。

（対象装置）

第2条 助成の対象となるドライブレコーダは、車両前方等の映像を撮影し、映像を自動的に記録する機能を有する機器（以下「車載器」という。）であり、フォークリフト専用の機器とする。

（助成対象）

第3条 新たに車載器を購入またはリースで装着する会員事業者（以下「事業者」という。）の導入費用に対して助成を行う。

（装着対象車両）

第4条 車載器を装着する車両は、徳島県内の認可営業所に配置されたフォークリフトに限る。

（助成金の交付額）

第5条 助成金の交付額は、毎年実施要領で定めることとする。

（助成の上限台数）

第6条 1事業者に対する助成上限台数は、毎年実施要領で定めることとする。

（助成金の請求）

第7条 事業者は、毎年実施要領で定める申請受付期間中に、様式1の「フォークリフト向けドライブレコーダ導入促進助成金交付申請書」により、添付書類とともに協会に対して助成金を請求しなければならない。

但し、請求は受付順とし、予算額に達した時点で終了するものとする。

（助成金交付）

第8条 協会は、前条の「フォークリフト向けドライブレコーダ導入促進助成金交付申請書」の提出があったときは、速やかにその申請書を審査し条件に適合すると認めた

ときは、事業者に対して、助成金を交付する。

（財産の処分制限）

第9条 事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

（その他必要な事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

（附則）

第1条 本要綱は令和3年4月1日より適用する。